

## 奈良県公安委員会告示第111号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、運転免許取得者等検査を行う者から代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年8月27日

奈良県公安委員会

委員長 島本 太香子

運転免許取得者等 検査を行う者の氏 名又は名称	運転免許取得者等 検査に使用する施 設の名称	代 表 者 の 氏 名	
		変 更 前	変 更 後
一般財団法人奈良 県交通安全協会	橿原中央自動車学 校	岡 本 好 央	高 岸 正 光